健康增進法施行令 (平成十四年政令第三百六十一号) 【 平成十六年二月二十七日時点】

(傍線の部分は改正部分)

一条 健康増進法(以下「法」という。) 第十条第(独立行政法人国立健康・栄養研究所の行う事務)

第一条)第十条第二項の政令で定める事務は、 集計とする。

第二条 |条 法第十六条の政令で定める生活習慣病は、(発生の状況の把握を行う生活習慣病) がん及び循環器病とする。

第三条 る手数料について、それぞれ当該各号に定める額とする。『三条』法第二十六条第四項(法第二十九条第二項において準用する場合を含む。(特別用途表示の許可等に係る手数料) に規定する政令で定める手数料の額は、 次の各号に掲げ

独立行政法人国立健康・栄養研究所に納める手数料国に納める手数料(九千四百円) 十七万二千円

第四条法第二十六条の二の攻をです(登録試験機関の登録手数料の額)

法第二十六条の二の政令で定める手数料の額は、 二十四万二千八百円とする。

登録の有効期間)

第五条 法第二十六条の五第一項の政令で定める期間は、 五年とする。

第六条 同項に規定する栄養表示がされていないものを輸入する場合とする。 八条 法第三十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、(栄養表示基準に従い必要な表示を行う必要がない場合) 同項に規定する栄養表示食品であってその容器包装及びこれに添付する文書に